

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年5月27日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：パラオ国歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：パラオ国歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画策定プロジェクト

調達管理番号：26a00202

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

2026年5月27日

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラオ国歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年7月 ～ 2029年7月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

履行期間36ヶ月未満を想定した場合

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

#### (6) 部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2026年12月頃）
- 2) 2027年度（2027年9月頃）
- 3) 2028年度（2028年9月頃）

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年6月2日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年6月3日 12時まで
3	質問への回答	2026年6月8日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年6月12日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年6月23日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/SJPaYf4h5k> 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

#### 1) プロポーザル・見積書

① 電子データ(PDF)での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書(または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)～3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

⑤ 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの

連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3)提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER(<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4)提出書類

1)プロポーザル・見積書

2)別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

( URL:  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1)評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2)価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)につ

いて第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## **8. 評価結果の通知と公表**

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下「R/D」という。）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	地域振興計画の内容案	「第3条 2.(2)、(4)、(6)、(7)」、「第4条 2.(5)」
2	日本関連遺産の管理保全と観光・教育活用を実現するためのマネタイズ手法を含む事業モデル案	「第3条 2.(3)、(8)、(9)、(10)、(15)、(16)」、「第4条 2.(5)、(15)」
3	日本関連遺産を活用したパイロット事業案	「第3条 2.(3)、(4)、(8)、(9)、(14)」、「第4条 2.(12)、(13)、(14)、(15)」

## 2. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

### 【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

## 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、アウトプット達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・詳細計画策定調査実施時期:2026年2月
- ・RD署名:2026年5月8日

☒別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクトの目的

- パラオ共和国には、1914年の日本による占領開始以降、1920年に国際連盟の委任統治領として日本の施政下に置かれ、さらに太平洋戦争期を経て1945年に至る期間に形成された建築物、産業施設、インフラ等を含む多様な日本関連遺産が数多く現存している<sup>2</sup>。しかしながら、これらの遺産の多くは、体系的な管理・保全が十分に行われておらず、塩害や風雨等の自然環境の影響により、劣化や消失の危機に直面している。また、これらの遺産は、いわゆる戦争関連遺産に限らず、パラオの近代化を支えた産業や生活基盤に関わる遺産など、その性格や価値は多様である。さらに、パラオにおいては、有形の歴史遺産に加え、日本統治時代の影響を受けた伝統的な無形文化や生活習慣も存在しているが、当時の経験を有する住民の高齢化や、若年層におけるパラオ語使用機会の減少等を背景に、文化の継承及び記録が急務となっている。

---

<sup>2</sup> 在パラオ日本国大使館「日・パラオ関係史」[https://www.palau.emb-japan.go.jp/bilateral/history\\_j.htm](https://www.palau.emb-japan.go.jp/bilateral/history_j.htm)

- こうした状況を踏まえ、本事業は、日本統治時代を日本側の視点から整理・評価することを主目的とするものではなく、「パラオの歴史の中に存在する、日本と共に築かれた近代化の歩み」や「パラオ史の一部として位置付けられる日本統治期」というパラオを中心とした視点を基本軸とし、パラオ側の主体性を尊重した形で事業を進めることを目指す。具体的には、日本関連遺産を単なる保全対象にとどめるのではなく、それを観光資源として活用する中で、観光客のみならず地元住民による歴史遺産に対する保全意識の向上を図る。同時に本事業にて提案するパイロット事業の実施を通じて、パラオ社会における歴史理解の深化及び平和教育としての活用も想定し、外部からの協力のみ依存することなく、いずれは国及び対象地域が主体的かつ持続的に歴史遺産保全と観光開発の双方を実現しうる仕組みづくりを行うことも狙いとするものである。

## (2) プロジェクト目標達成に向けた基本的な考え方

- 本事業は開発調査型技術協力であり、地域振興計画としてのマスタープラン策定を成果とするものであり、実行可能性を重視した計画である必要がある。具体的には、各州単独での日本関連遺産のデータ整理にとどまらず、本事業実施機関である人的資源・文化・観光・開発省主導の下で横断的にデータ整理を行い、遺産保全・管理、教育活用及び観光振興を一体的に構想するものとする。
- また、中央及び州政府の人的・財政基盤が脆弱である現状を踏まえ、作業開始時に先方実施機関側と全体行程を擦り合わせたうえで効率的に計画策定を行う。

## (3) プロジェクトの構成方針

- 本事業は、調査・計画・試行を組み合わせ、成果を段階的に可視化する構成とする。具体的には、遺産情報の収集・整理・分類(既存の GIS データの活用含む)、保全活用対象の優先順位付け、観光及び教育活用モデルの設計、並びに実施体制及び人材育成方針の整理を行う。
- これらを一方向的に実施するのではなく、関係者との協議や簡易的な試行(パイロット事業の実施、ベラウ国立博物館の展示改善案等)を適宜織り交ぜながら、理解及び合意を段階的に形成していくプロセスを採用する。

## (4) 事業対象範囲

- 本事業で策定するマスタープランの範囲は、全国とするが、対象とする日本関連遺産については、196ヶ所のパラオ国指定遺産の内、今後の観光振興及び教育的活用を見通して、アクセス性の関係からコロール州及びバベルダオブ島

にある約 30 ヶ所に限定する。一方でパイロット事業実施における対象州の選定については、①複数の日本関連遺産を有し、②国道及び幹線道路からの交通アクセスが良好で、③訪問者に対する安全性と快適性が確保されていることに加え、④観光振興への関心が高い州を基準として、1～2 州程度に絞り込むこととする。

#### (5) 事業実施体制

- 本業務は人的資源・文化・観光・開発省文化・歴史保存局 (MHRCTD/BCHP)、パラオ観光庁(BOT)、及びパラオ政府観光局(PVA) を実施機関として、青年キャリア開発局(DYCD)、青少年評議会(NYCC)、州政府、国土地理院(PALARIS)、パラオ商工会、ベラウ国立博物館(BNM)を関係機関とする。

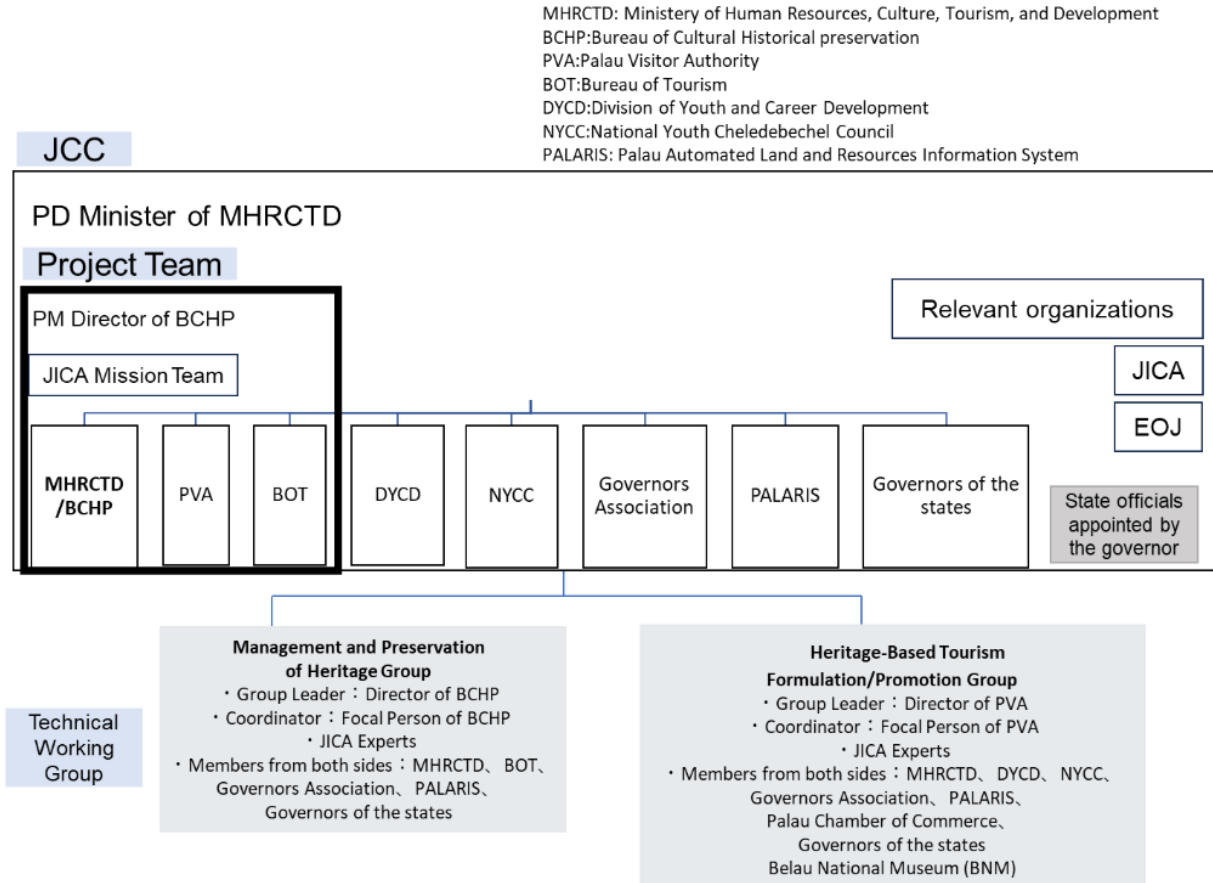
#### 1) 合同調整委員会(Joint Coordinating Committee (以下「JCC」という。))

- 発注者と C/P は、プロジェクトの意思決定機関として JCC を設置する。
- JCC の議長は人的資源・文化・観光・開発大臣を予定しており、通常の事業進捗管理については、文化・歴史保存局長が行う。
- 受注者は、定期的に C/P と本業務の進捗の確認及び課題の共有・解決策の協議を等行う等、本業務の円滑な実施を目指す。

#### 2) テクニカル・ワーキング・グループ(Technical Working Group(以下「TWG」という。))

- 本業務においては、①Management and Preservation of Heritage Group、②Heritage-Based Tourism Formulation/Promotion Group の2つの TWG を設置し、C/P のみならず関係機関の実務レベルと専門的、技術的な協議を行う。また、それら活動を通じた能力強化を行う。なお、本業務開始後、TWG の数や課題が追加される可能性がある点にも留意する。
- 計画策定及び実施には、関係機関との調整・連携が重要になることから、同 JCC 及び TWG を十分活用し、実施機関及び関係機関等の協力が得られるよう留意する。

表：JCC等実施体制案



### 3) 国内支援委員会<sup>3</sup>

- 本事業を適切かつ効率的に推進し、専門的見地からの助言を得るため、外部有識者による国内支援委員会を設置し、これを JICA 社会基盤部は運営している。
- 国内支援委員には、「考古学・遺産保全」及び「博物館運営」を専門とする有識者を既に委嘱している。
- 国内支援委員会は、本業務の節目において、発注者及び受注者に対し、調査方針並びに調査結果等に関する助言を行うものとする。
- 具体的には、受注者は、本業務の各段階における調査方針、検討内容及び成果(案)について整理した資料を作成し、JICA 社会基盤部を通して、国内支援委員会に提示した上で、専門的見地からの助言を求めるものとする。一方、国内支援委員は、受注者から提示された調査内容及びアウトプット(案)につい

<sup>3</sup> 国内支援委員及び国内支援委員会実施に係る謝金等の経費の積算は不要とする。

て、考古学・遺産保全及び博物館運営の観点から技術的・専門的助言を行い、当該助言を通じて本業務の質の向上に資するものとする。

#### 4) 沖縄県との連携

- パラオ共和国は、沖縄県庁との間で「沖縄県とパラオ共和国との友好関係の強化に関する覚書(MOU)」を締結している。また、2022年11月9日に締結された「沖縄県と独立行政法人国際協力機構(JICA)との連携協定」における第2条第1号及び第2号に基づき、本事業に関して事業実施に係る協力依頼文書をJICAと沖縄県庁間で締結している。
- これを踏まえ本事業においては、沖縄県教育庁文化財課から、日本関連遺産の保全及び平和教育等への活用に関する専門的知見を活用した現地調査を含む技術的支援を受けることを想定している。同課からの支援については、国内支援委員会と同様に、本業務の節目において、調査方針や調査結果等に関する助言を得るものとする。
- 受注者との事業における関わり方は、上記3)同様である。

#### 5) 他事業／他機関との連携

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず過去のプロジェクトや専門家、各種調査・研究等も含む)との連携を図る。
- 他ドナーや現地及び日本の民間企業との連携・巻き込みを検討する。同様に当地の関連案件(個別専門家「持続可能な観光開発」<sup>4</sup>)との連携も図る。

#### (6) 本事業の地域振興計画に期待される内容と法的位置づけ

- 本事業で策定される地域振興計画については、未だ先方政府内での法的位置づけは明確になっていないものの、5カ年を目標年次とする「Palau Sustainable Tourism Strategy(2025-2028)」と同格の位置づけとする。
- 本事業では、当該計画がプロジェクト終了までに先方政府内で正式に承認され

---

<sup>4</sup> 本専門家は、C/Pと協働し、既存および新規のパイロット活動の実施支援、日本を含む重点市場向けのマーケティング・プロモーションへの助言、官民ステークホルダーの連携体制構築を通じた持続可能な観光推進を支援する。併せて、各種活動の教訓を整理し、観光政策や行動計画への反映を助言するとともに、関連するJICA事業との連携促進を図る。さらに、事業計画の策定、進捗・成果のモニタリング、報告書作成、事務・会計管理、成果の発信および関係機関との連携を通じ、プロジェクト全体の円滑かつ効果的な実施を行うことをTORとしている。

るよう、必要な支援まで実施するものとする。

#### (7) 関連計画との関係性の明確化及び連携や整合性の確保

- 地域振興計画の策定にあたっては、本事業における最終成果品である地域振興計画と関連性の高い既存計画との役割分担及び機能分けを明確化するとともに、相互の整合性を確保することに留意する。
- 特に人的資源・文化・観光・開発省(MHRCTD)“Palau Sustainable Tourism Strategy”(2025-2028)と本計画との連携及び整合を図るものとする。
- また、関連計画の内容は、観光産業等を州の優先分野として位置付けている州を把握し、パイロット事業の対象州を選定する際の判断材料として活用することとする。

#### 各調査の実施方針

#### (8) 調査項目 1: 日本関連遺産の整理・データベース化

- 本事業では、「(3)事業対象範囲」に基づき選定した約 30 か所のパラオ政府国内登録データを対象に、日本関連遺産の抽出及び分類を行う。
- なお、当該政府国内登録データは歴史文化保存局(BCHP)により保管・管理されている。既に基本的な情報は登録・整理されているものの、一部の情報についてはパラオ語での記載や記載内容が古い、又は欠損している状況が見られる。受注者は、これら既存の登録データ及び関連資料を基礎として、情報の確認・見直しを行った上で、必要な整理・不足している情報の補完作業から着手するものとする。
- あわせて、国内支援委員及び沖縄県庁の助言を踏まえ、文化財種別、保全状態、歴史的価値、位置情報の整理を行い、PALARIS が保有する既存地図データベースと連携した基礎情報の体系的な整理を行う。
- なお、本事業では保存修復は実施しないが、リスト作成にあたっては、国内支援委員の助言に基づき、現存する遺物の劣化状況について、写真や目視等により確認可能な範囲で、劣化の進行度合いを把握・整理するものとする。
- 当該作業は、受注者に保存修復や劣化診断等の専門的知識を求めるものではなく、あくまで国内支援委員の指示・助言を踏まえて、記録・整理を行うことを想定している。

#### (9) 調査項目 2: 観光・教育活用モデルの提示

- 本事業では、日本関連遺産の観光及び教育的活用を促進するため、既存の観光

施策と連携した活用モデルを提案する。

- 具体的には、ベラウ国立博物館を観光拠点として位置付け、同館を起点ないし中核とする日本関連遺産ツアーのパイロット事業を実施し、その有効性を検証する。あわせて、コミュニティ観光モデル(Alii Pass モデル)を参考に、観光による収益を文化財保全の原資として地域に還元する仕組みを検討し、事業モデルとして提示する。
- また、博物館が観光拠点として効果的に機能するよう展示改善を行い、日本関連遺産を活用した動画やパンフレット等のコンテンツを、展示や来館者向け情報提供に活用する。その際、有形遺産に加え、言語、踊り、音楽等の無形文化も含めた展示内容を検討する。

#### (10) 調査項目 3:日本関連遺産の保全・活用に係る実施体制強化案の提案

- 本事業においては C/P 側が人員不足等の体制上の制約を抱える現状を踏まえ、日本関連遺産の管理・保全及び活用を持続的に推進するための実施体制強化案の提案をすること。
- 具体的には、行政機関内部における役割分担の明確化を図るとともに、日本関連遺産を活用した地域振興や観光振興の手法に関し、係る業務に従事する行政職員や観光振興に従事する職員の能力強化及び事業運営の持続性向上に資する戦略について整理するものとする。

#### (11) 事業実施に係る参考文献について

- 本事業を遂行するに当たっては、パラオにおける日本の占領・委任統治期(1914年～1945年)に関する資料及びデータを参照することが有効であり、これらを積極的に活用することが望ましい。ただし、当該時代に関する参考文献は必ずしも多くない状況にある。
- その中でも、特に以下の文献は、本事業の検討及び実施において有用な知見を提供するものであることから、積極的に活用することが望ましい。
- 倉田洋二、上杉誠、諸川由実代、笹倉江身子、安斎晃  
『パラオ歴史探訪 倉田洋二と歩く南洋群島』星和書店、2023年

### 実施体制に関する留意事項

#### (12) 受注者の役割

- 受注者は、単なる調査又は報告書作成の主体にとどまらず、関係機関間の調整役として円滑な協議を支援するとともに、歴史・観光・教育の各分野を横断的につなぐファシリテーターとしての役割を担うものとする。また、検討結果を現

地において実装可能な形に落とし込む役割として、実行性を重視した整理及び提案を行うこと。

#### (13) 先方実施体制への配慮

- 「第3条(5)事業実施体制」の通り。
- 本事業の実施にあたっては、作業開始時に先方実施機関と全体行程を共有及び調整し、限られた人員体制を前提とした効率的な実施体制を構築する。その際、協議回数の適正化や、作業負担が特定の担当者に集中しないよう配慮する。
- また、行政職員の入れ替わりや C/P の業務多忙を踏まえ、業務の持続性を確保する観点から、遺産リスト作成や分類手法等に関する情報整理や係る標準的手順(SOP)の作成なども念頭に、実施における持続性の担保手法を検討及び実施する。
- さらに、州行政における担当者不在等により調整や情報収集に時間を要する可能性があることを考慮し、工程管理及び関係機関との調整には十分留意する。特に、意思決定や承認を要する事項については、余裕を持った工程設定とする。

#### (14) 関連事業・他ドナーとの連携

- 本事業の実施にあたっては、「第3条(6)関連計画との関係性の明確化及び連携や整合性の確保」に記載の観光戦略や、一般財団法人笹川平和財団によるパラオでの観光促進事業、並びに台湾等他ドナーによる観光支援など、既存又は並行して実施される関連事業との重複を避けるとともに、相互補完が図られるような内容とすること。

### 横断的留意事項

#### (15) 政治・外交的配慮

- 本事業は、日本の占領・委任統治期(1914年～1945年)の歴史的背景を有する日本関連遺産を対象とすることから、その実施にあたっては、政治的・外交的影響に十分配慮するものとする。具体的には、戦争を賛美する、あるいは一面的な歴史観に基づくものと受け取られることがないように十分に配慮するとともに、日本側の視点を一方的に押し付けることを避ける。その上で、パラオ側の歴史認識や語りを尊重し、それらを軸とした形で歴史的事象の整理及び伝え方を検討することを基本方針とする。

- また、日本関連遺産の観光振興及び教育的活用に当たっては、戦争の商業化や美化との誤解を招かないよう、平和の価値及び歴史理解の促進に資する明確な理念の下で情報発信を行うとともに、各歴史遺産の解説作成等においては、歴史資料や時代背景を参照しつつ、パラオ側の意向を確認した上で複数の視点を踏まえた記述を行うなど、国際的な視点を考慮した歴史的文脈の整理に留意するものとする。

#### (16) ジェンダー及び社会的包摂への配慮

- 詳細計画策定調査にて実施したジェンダーを所掌する関係機関からのヒアリングにて判明した、男性に比して女性の就業率が低いという課題に対し、本事業の活動として予定されている取り組みを通じて、女性の就業機会の拡大にも貢献し、同国のジェンダー主流化計画(2018)にも資する点にも取り組むこととする。
- 具体的には、現地での勉強会やワークショップ、本邦での研修を実施する際には、ジェンダーバランスを考慮した上で、参加者や研修員の選定を行う。
- また、パイロット活動において構築する事業モデル案の具体的な検討に当たっては、女性の就労促進にもつながりうる内容となるよう配慮する。女性の就労促進にもつながりうるような内容となるよう配慮すること。

#### (17) 成果品帰属・公開に関する留意

- 将来的な公開及び活用の可能性並びに第三者による利用に関する取扱いルールを整理した上で、成果品としてとりまとめるものとする。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### 基本業務

##### (1) 業務計画書の作成

- R/D 及び関連調査・関連事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討する。
- 共通仕様書に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。
- 特に関連調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国関係者に検討・調整が必要な事項、現地ですらに収集する必要がある資料や情報／

データをリストアップし、業務計画書に反映する。

(2) インセプションレポートの作成／改定

- 業務計画書の内容を踏まえて、インセプションレポート(案)を作成し、その内容について発注者の承認を得る。
- 現地業務開始時に C/P を含む相手国政府関係機関にプロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について説明・議論し、必要に応じて内容の見直しを行い、C/P と合意する。

(3) JCC の開催

- 以下の業務を目的として、原則として半年に 1 回の頻度で合同調整委員会 (JCC) を開催する (必要に応じて臨時開催することがある)。JCC の議長は先方実施機関が務める。

JCC では主に以下の事項について議論し、合意・承認を行う。

- ワークプランについて議論し、承認する。
  - 各成果の達成に向けた方針及び計画について議論し、承認する。
  - プロジェクト全体の進捗をレビューした上で、モニタリング及び評価を実施し、必要に応じて計画を修正する。
  - 歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画の策定に向けた方針、検討内容及び進捗について議論する。プロジェクト実施にあたってのその他の重要な事項について議論する。
- プロジェクト開始当初に開催する第 1 回 JCC では、ワークプランの承認に加え、データベース化の対象とする日本関連遺産及び遺産情報の整理手法・実施計画について合意する。第 1 年次開始から約 6 か月後に開催する第 2 回 JCC では、データベース化作業の進捗を共有するとともに、ステークホルダー会議等を踏まえて策定した地域振興計画案及びその検証に資するパイロット事業案について基本的な承認を得る。第 2 年次以降の JCC では、事業進捗に応じて議題を設定し、特に第 3 年目終了までの地域振興計画策定に向け、計画の骨子や内容、とりまとめ方針について段階的に協議する。
  - なお、JCC 開催の原則 1 か月前を目途に、JCC の議題(案)及び JCC で合意・承認を得たい具体的事項について JICA に提案し、事前承認を得ることとする。

(4) 標準的手順書(SOP)の作成

- 行政職員の異動や C/P の業務多忙等の影響を受けず、継続的に活用される

よう、遺産リストの作成・更新、分類手法、情報管理、観光商品化に係る検討・実施等の一連の業務について、標準的な手順書(SOP)を作成する。

- SOPには、業務の目的、実施手順、関係主体の役割分担、必要資料、留意点等を整理して記載し、将来的な先方政府内での自律的運用及び業務の引継ぎが可能となるように配慮する。

#### (5) 歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画の策定<sup>5</sup>

- 事業を通じた課題分析の結果を踏まえ、歴史遺産の管理保全を基軸とした持続可能な地域振興を目的として、パラオにおける地域振興計画の策定にあたり、以下の業務を実施する。
- 当該計画が先方政府内で正式に承認されるよう、プロジェクト終了までに承認に必要となる書類一式の先方政府への引き渡しまでを実施する。

##### 1) ビジョン、目標、戦略及び地域振興の方向性の検討・提案

- 本事業の対象地域では、日本関連遺産を含む多様な歴史・文化資源が点在している一方で、それらの保全・活用は必ずしも体系的に行われておらず、地域振興や観光振興との連携も限定的である。このため、歴史遺産の適切な管理保全を前提としつつ、地域の社会経済状況や将来像を見据えた地域振興の方向性を明確化する。
- 限られた事業期間内での計画策定となることを踏まえ、既存の国家開発計画、観光関連計画、文化・資源管理に関する方針等を最大限に踏襲・活用しつつ、それらを補完・具体化する形で、歴史遺産管理保全を核とした地域振興計画を策定する。
- 現況レビュー及び課題分析、並びに関係機関・地域関係者との意見交換の結果を基に、対象地域における地域振興の基本方針を整理した上で、計画案を検討・提案する。

##### 2) 地域振興計画策定に向けたステークホルダー会議・ワークショップの開催

- 歴史遺産管理保全を通じた地域振興の在り方について包括的な検討を行うことを目的として、計画策定プロセスの中で、少なくとも2回のステークホルダー会議またはワークショップ(インテリム段階及びドラフト・最終段階)を開催する。

---

<sup>5</sup> 本事業では、日本関連遺産を活用した観光振興および教育的活用を通じて地域活性化を図ることを目的に、地域振興計画の策定を想定している。これを踏まえ、本事業において想定される地域振興計画について、計画全体の構成(目次案)および盛り込むべき具体的な計画内容(関係機関の役割、活用方法等を含む)を提案すること。

- ステークホルダー会議の参加者は JCC メンバーを含む関係省庁・実施機関、地方自治体、観光関係機関等を中心に構成し、必要に応じて文化遺産管理や地域振興に関する国内外の有識者・専門家を招聘する。
  - 地域の合意形成及び計画の実効性確保の観点から、地域住民や民間事業者等の参加についても検討する。
- 3) 社会経済状況を踏まえた地域振興フレームの整理
- 上記1.のビジョン及び戦略を踏まえ、第3章 プロポーザル作成に係る留意事項、2. 業務実施上の条件(4) 配付資料／公開資料等を参考に、対象地域における社会経済状況、人口動態、観光動向等を整理し、地域振興計画の基礎となる社会経済フレームを設定する。
  - 社会経済フレームの検討にあたっては、地域ごとの人口規模、年齢構成、主要産業、観光利用の状況等を考慮し、歴史遺産の管理保全及び活用に与える影響を分析する。
- 4) 歴史遺産活用を支える基礎条件(アクセス・利用環境等)の整理
- 歴史遺産の保全と活用を両立させた地域振興を検討する上で必要となる、遺産へのアクセス条件、来訪者動線、周辺の基礎的インフラ・サービスについて本事業対象とする 30 か所の遺産における現状を整理する。
  - 既存資料や関連調査結果を活用しつつ、過度な追加調査とならないよう留意した上で、地域振興計画に反映すべき課題と対応の方向性を整理する。
- 5) 関連セクター・施策との整合性の確保
- 地域振興計画の策定にあたっては、観光、文化、環境保全、教育等の関連分野における既存施策や計画との整合性を確保する。
  - 特に、歴史遺産の長期的な保全を阻害しない形での利用促進や地域経済活性化に資する施策の位置付けを明確化する。
- 6) 優先プログラム・事業と実施戦略の提言
- カウンターパート(C/P)が自立的かつ持続的に、ベラウ国立博物館をハブとした日本関連遺産を活用した観光振興を実施できる体制の構築を目指すものとする。
  - 当該観光振興を通じて得られる収益を、日本関連遺産の管理及び保全に充当する仕組みを構築することを念頭に、日本関連遺産を活用したマネタイズ手法について整理・検討を行い、その結果を実施戦略として地域振興計画

に提言として記載することとする。その際、マネタイズの実践を通じて遺産保全に対する当事者意識の醸成を図る観点も念頭に検討すること。

#### 7) 歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画の評価

- 本地域振興計画に対する評価(個別施策の優先順位付けとは別のもの)として、本計画が策定され、関係機関により実施された場合の意義及びメリットについて、端的に説明できるよう整理する。
- 評価にあたっては、可能な限り定量的な指標を用い、以下のような観点から計画の有効性を示す。
  - 歴史遺産の管理保全体制の強化に対する効果
  - 遺産活用及びマネタイズの導入による継続的な保全資金確保への寄与
  - 来訪者数や利用機会の増加等、地域振興・観光振興への波及効果
  - 関係機関の計画的な意思決定及び事業実施への貢献
- これらを通じ、本計画が、歴史遺産の長期的な保全と、地域の自立的・持続的な振興を両立させる枠組みであることを明確に示す。
- なおモニタリング方法については実施機関側と協議の上、実施することとする。

#### (6) プロGRESSレポートの作成・説明・協議

- プロジェクト開始8か月後までの進捗を取りまとめたPROGRESSレポートを作成する。PROGRESSレポートには下記の項目を含める。
  - 業務計画に対する全体進捗状況(実施済・進行中事項の整理)
  - 第4条(4)日本関連遺産の整理・データベース化の成果
  - 社会・経済状況(地理的状況を含む)の確認
  - 他ドナーの活動状況調査
  - 関係機関及び組織の把握、分析
- PROGRESSレポートの内容については、JCCにて基本了解を得るために、事前に相手国関係者への説明方法等について検討を行う。

#### (7) インテリムレポートの作成

- インテリムレポートの内容については、JCCにて相手国関係者に説明し基本了解を得ると共に、既存計画への反映方法、実施体制、相手国内での説明方法等について協議を行う。

PROGRESSレポートの更新内容に加え、以下の項目を含める。

- 優先プログラム・事業の選定(優先順位を含める)

● 優先プログラム・事業実施のための戦略案

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

- 地域振興計画を中心にすべての調査成果について、助言を踏まえて修正した上で、C/P に対する提言をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめる。
- C/P に説明し、基本的了解を得る。
- ドラフト・ファイナルレポートの内容を簡潔に説明する発表資料を作成する。
- 発表資料は C/P からのコメントを反映し修正し、将来の開発計画承認／地域振興計画承認の場において、C/P が活用することを視野に入れる。

(9) ファイナル・レポートの作成

- ドラフト・ファイナルレポートに対する発注者や C/P 等のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、発注者に提出する。

**調査項目1**

(10) パラオ国内の日本関連遺産に係る情報整理

- 歴史文化保存局(BCHP)が保有・管理する登録データ及び第3条(10)記載の参考文献を基礎資料として、日本関連遺産の抽出及び整理を行う。
- 本事業開始後、国内支援委員及び沖縄県庁文化財課の助言を踏まえ、対象遺産について文化財種別ごとの分類、保全状態及び歴史的価値の一次評価を実施する。これらの評価結果は、国内支援委員及び沖縄県庁文化財課の確認・修正を経て確定するものとする。
- あわせて、当該整理・評価結果に基づき、関連データや位置情報を体系的に整理し、PALARIS が保有する既存の地図データベースを活用したマッピングを行い、今後の保全・活用及び計画策定に資する基礎データとして取りまとめる。

**調査項目2**

(11) 本関連遺産の観光及び教育的活用モデルの提案

- 本事業においては、日本関連遺産の観光及び教育分野における活用を促進するため、既存の観光施策及び前項で整備するデータベースとの連携を踏まえた活用モデルを提示するものとする。
- あわせて、観光による収益が地域社会へ適切に還元される仕組みについて検討し、持続可能な地域振興に資する方策を提案する。  
さらに、ベラウ国立博物館を基点とした観光動線の考え方及び展示への活用手法について整理し、観光振興及び歴史理解の向上に資するモデルを示すも

のとする。

## (12) ベラウ国立博物館の展示改善

- ベラウ国立博物館館内に関しても、上記「(5)観光・教育活用モデルの提示」における目的に基づき、同館を観光振興の拠点として位置づけた展示改善を行う。具体的には、日本関連の有形遺産に加え、無形文化も含めた展示内容の充実を図るとともに、本事業で作成する動画やパンフレット等の各種コンテンツを作成し、来館者向けの情報提供や展示解説に効果的に活用する方法について提案する。
- あわせて、必要に応じてデジタルコンテンツや体験型展示等、動画・パンフレット以外の手法も含めた展示改善に関する具体的な提案を行う。
- なお、展示改善にあたっては、国内支援委員及び沖縄県庁文化財課による改善支援及び助言に基づき受注者が実施するものとし、支援委員及び沖縄県庁の両者が円滑に支援を実施できるよう、必要な調整も行うものとする。

## (13) パイロット事業の実施<sup>6</sup>

- 本事業においては、観光促進及び教育的活用を目的として、日本関連遺産を活用したツアー造成に係るパイロット事業を実施するものとする。対象とする州については、「第3条(3)事業対象範囲」に基づき、1～2州程度を選定の上、当該州に立地する日本関連遺産を活用したツアー内容の検討及び造成を行うとともに、例としてツアー実施に必要な日本関連遺産の案内看板の整備等、受入環境の向上に資する取組を併せて行う。
- なお、当該ツアー造成に当たっては、考慮すべき点は以下の通りである。
  - ベラウ国立博物館を観光振興の拠点と位置づけ、博物館を起点または中核とするツアーとすること
  - ツアー全体に一貫したストーリー性を持たせ、その内容を明確にすること
  - 観光促進及び教育的活用の目的を踏まえ、遺産選定の基準及び主なターゲット層を明確にすること
  - 半日、1日、2日間等の滞在日数に応じたツアー案を提示すること
  - 現地及び日本の旅行会社等の関係主体の関与を想定した実施体制を検討

---

<sup>6</sup> 本業務では、上述の事業モデルのコアとなる日本関連遺産を活用した観光振興および教育的活用を目的とした観光ツアーの造成を中心とするパイロット事業の実施を想定している。RDで合意済みの対象州選定基準を前提に、当該ツアーに組み込むべき日本関連遺産の候補地及び行程案を最低2案、その根拠とともに提案すること。併せて、ベラウ国立博物館を観光ツアーの拠点と位置付けた既存の展示改善案について、日本関連遺産を活用した動画・パンフレット等のコンテンツ制作・活用方法を含めて提案すること。

すること

- ツアー実施による地域住民への収益還元等を通じて、文化財保全の原資確保につなげることを念頭におくこと
  - 将来的な他地域への展開やスケールアップの可能性に言及すること
  - 観光振興・教育的活用など、目的別に複数のツアータイプを設定することも可とする
- これらの提案を元に、C/Pと協議の上、パイロット事業内容を決定する。
- 当該パイロット事業費は1,000万円程度の規模を想定する。

#### (14) 広報用資料の作成

- インセプションレポート(IC/R)、プログレスレポート(PR/R)、インテリムレポート(IT/R)等の各タイミングで本業務の概要(Power Point 1~2枚程度)と、旅行会社を含めた対外的な事業の紹介及び発信に用いるために、その時点での調査結果をまとめた広報用資料(Power Point 合計4~8枚程度)を作成し、発注者に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。
- 本業務にて策定した地域振興計画の概要に係る広報資料(Power Point 10枚程度)を地域振興計画の内容に即して作成し、発注者に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。
- C/P等の了承を得た上で、本事業を紹介することを目的に、JICAのODAが見える化サイトを含むWebサイト等SNS公開用記事(和文、英文)を半年に1回(計6回を想定)作成し、発注者に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。同様の目的で地域振興計画の概要をまとめた広報用動画(5分程度)も英語で作成し、FR提出時に合わせて発注者に提出する。
- パイロット事業を踏まえ、今後SNSでの活用、及び世界的な旅行博やイベント出展を想定し、日本関連遺産を活用した観光振興及び平和教育への活用を想定したプロモーション用動画(2分バージョン(16:9(横型))、ショートバージョン(9:16(縦型)))を作成し、博物館の展示改善に用いることを想定し、展示改善着手前に提出する。なお訴求力の高い動画となるよう構成を工夫し、ノンバーバルとすること。

#### 調査項目3

(15) 日本関連遺産の保存・活用に係る実施体制強化案の提案<sup>7</sup>

- 日本関連遺産の保全及び活用を継続的に推進するため、関係する公的機関間における役割分担の明確化を図り、実効性のある実施体制の整理を行うものとする。

具体的には日本関連遺産の保全管理及び遺産を活用した地域振興の持続性を高めるための方策について検討するとともに、体制強化に向けた戦略案を取りまとめる。また本邦研修の実施や、パラオ国内で関係者を対象とした勉強会・ワークショップなどの実施を通し、キャパシティビルディングを図る。

- なお、本邦研修における研修先、内容構成に関しては、国内支援委員及び沖縄県庁文化財課のアドバイス及び提案を元に決定することとする。

(16) 本邦研修・招へい

- ☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

- ☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	本事業の目的・成果達成を支援するために参考となる日本の知見を提供するもの。具体的には日本の博物館における展示手法や遺産の管理保全手法、及び戦争遺産の平和教育への活用技術を共有することを想定。
実施回数	合計 1回
対象者	ベラウ国立博物館職員、パラオ政府関係者
参加者数	約8名/回
研修日数	約14日(移動日を含む)/回

(17) その他

【1】収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。

<sup>7</sup> 本事業では、日本関連遺産の観光・教育活用による収益を観光事業者のみならず、地域住民にも還元するため、既存の「Alii Passモデル」等を参考にした具体的なマネタイズ手法や、左記を財源の一つとした文化財保全を両立する持続可能な事業モデルを、パラオ行政の人的・組織的制約を踏まえつつ実効性のある実施体制及び体制強化案を含め提案すること。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体:CD-R(CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
  - 位置情報の含まれるデータ形式:KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。(Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

## 【2】 エンドライン調査

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
  - プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
  - 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

## 【3】 ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
  - 本事業では、計画策定の過程において女性行政官や地域の女性の参画を促進しつつ、さらに観光振興促進においてコンテンツとなる日本関連遺産やパラオ文化提供の担い手としての就労機会の創出を念頭に本事業を実施する。
  - なお、パラオ政府は現在「Gender Mainstreaming Policy (2026-2030)」を策定中であり、同計画が課題とする男女の雇用機会均等にも考慮し、本邦研修の人選においても女性の参画に配慮する。
  - 具体的な検討においては、女性の就労促進にもつながりうるような内容となるよう配慮する。

## 第5条 報告書等

- 報告書等
- ☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。
  - 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、

Word 又は PDF データも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
インセプションレポート (ICR)	初回現地調査前	英語	電子データ	
プロGRESSレポート (PR/R)	開始約8ヶ月後	日本語／英 語	電子データ	
インテリムレポート (IT/R)	プロGRESSレポート提出か ら約6ヶ月後	日本語／ 英語	電子データ	
地域振興計画 ドラフトファイナルレ ポート	契約履行期限末日の約3ヶ 月前	日本語／ 英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル レポート(DF/R)	契約履行期限末日の約3ヶ 月前	日本語／ 英語	電子データ	
地域振興計画 ファイナルレポート	最終JCC前	英語	簡易製本	12部
			CD-R	5部
		日本語	簡易製本	5部
			CD-R	5部
ファイナル・レポート (F/R)	契約履行期限末日	英語	製本	12部
			CD-R	5部
		日本語	製本	5部
			CD-R	5部

- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプションレポート(ICR)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) インテリムレポート(IT/R)、プログレスレポート(PR/R)、ドラフト・ファイナルレポート(DF/R)、ファイナル・レポート(F/R)

- ① 要約
- ② 地域振興計画案/それまでの調査成果
- ③ 地域振興計画具現化に向けての提案(DF/R、F/Rの場合)もしくは次期活動計画(PR/R、IT/Rの場合)

(4) 業務実施報告書

- ファイナルレポート(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に発注者に提出する。

記載事項:

- ① ファイナルレポートの概要
- ② 活動内容(調査)
  - ・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容(技術移転)
  - ・現地研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、現地活動体制等)
- ⑤ 今後の案件実施スケジュール(資金調達の見込み等)
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提言
- ⑦ 添付資料

- ・業務フローチャート
- ・業務人月表
- ・調査用資機材等取得明細表(引渡リスト含む)
- ・会議記録等
- ・収集資料リスト
- ・その他調査活動実績

提出時期:ファイナルレポート提出時

部 数:電子データ

#### (5) 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、ファイナルレポートにも添付する。

- ① パラオ政府によって承認される歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画
- ② 本事業で整理する日本関連遺産リスト
- ③ 収集資料・データ(収集資料リストを添付)
- ④ 本事業において作成する標準的手順書(SOP)
- ⑤ 日本関連遺産の写真(タイトルに場所、名称を明確に記載)
- ⑥ 研修講師用教材、マニュアル類
- ⑦ その他セミナー・勉強会等資料
- ⑧ 地域振興計画広報用動画(約5分(横型))
- ⑨ プロモーション用動画(2分バージョン(16:9(横型))、ショートバージョン(9:16(縦型)))

#### (6) コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- ③ 詳細活動計画(WBS等の活用)
- ④ 活動に関する写真
- ⑤ 業務従事者の従事計画・実績表、支払計画、打合簿リスト、貸与物品リスト

### 第6条 再委託

- ☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	パイロット事業 実施に係る整備業務	パイロット事業実施に係る必要な受入環境整備の実施	1回	本見積

#### 第7条 機材調達

- 本業務では、機材調達を想定していない。  
 本業務では、機材調達を想定する。

受注者は、国内支援委員の助言を踏まえつつ、ベラウ国立博物館の展示改善を行う。その過程において、展示改善に必要な備品(機材)の購入を実施するものとする。なお、機材の調達にあたっては、支援委員の助言に基づき、必要な品目に限定して適切に選定・購入すること。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

## 1. 案件名（国名）

国名：パラオ

案件名：歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画策定プロジェクト

The Project for Formulating Community Promotion Plan through  
Management of Historical Heritages

## 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における観光セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パラオには、日本統治時代の各種の建造物や戦争関連遺跡・遺物のほか、日本人の生活の中で生成された文物、パラオ語となった日本語等を含む有形無形の文化遺産も多く残留している。これらのうち、有形遺産の多くは戦火によるダメージや経年による錆付き、崩落が顕著であり、崩壊の危険性が指摘されている。また、多くの遺跡には柵や看板などが設置されていないため、現地住民や観光客が自由に入出りでき、落書きや遺物の持ち去りなどが横行している。併せて日本統治時代を経験したパラオ人の高齢化により、個人が所有する文物、及び記憶と経験に関するオーラル・ヒストリー等の記録・保存・継承促進も必要とされている。

こうした中、人的資源・文化・観光・開発省は遺跡の多くを保有する各州政府とも連携の上で早急に管理体制を整備し、遺跡の保存及び修復、その他有形・無形の遺産の記録と保存、並びに平和教育及び観光地としての活用を推進することを志向している。他方、現状では遺産保存に関するパラオの専門的知識は限定されており、我が国に対し体制強化を含む地域振興計画としてのマスタープランの策定が要請された。

本事業は、パラオの文化的及び歴史的資産を保護・保存し、現在及び将来にわたりパラオの遺産の価値を高め、豊かにし、育むことをミッションとしている同省文化・歴史保存局を主たる実施機関として、パラオにおける日本関連遺産の特定およびリスト化・データベース化することにより、日本関連遺産の保存、管理や活用、及びその組織的キャパシティ強化を含む地域振興計画としてのマスタープラン策定を図り、もってマスタープランで特定された優先的活動の実施を通じ、パラオにおける日本関連遺産の観光や教育的活用による地域振興と管理保全体制の改善に資するものである。

加えて、本事業は観光・文化資源の持続可能な活用の観点から、気候変動の影響に対応するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における適応目標と矛盾がないものであり、遺産の保全における耐候性向上を含む気候ハザードへの適応にも資するものである。

(2) 都市開発セクター／パラオに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は対パラオ国別開発協力方針における重点分野「社会基盤・産業育成基盤の強化、民間投資の支援及び人材育成」のうち開発課題2-1「経済成長基盤の強化」の「産業振興プログラム」に合致するとともに、第10回太平洋・島サミット首脳宣言において確認された重点協力分野のうち「人を中心に据えた開発」及び「平和と安全保障」に沿うものであり、またSDGsゴール8「経済成長や完全雇用およびディーセント・ワークの推進」及びゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続

可能な都市と人間居住の構築」並びにゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」に資する。

パラオは1914年から1945年まで日本による統治を受けた歴史を持ち、国内には戦争遺産以外にも、戦前・戦中期の日本に関連する遺構・遺物が多数残されている。これら日本関連歴史遺産の適切な保存、管理と活用を通じ、日本・パラオが共有する歴史を振り返る基盤を整備することは、二国間関係を維持・強化する上で重要であるのみならず、パラオ国内外を対象とした平和教育を推進する上でも重要な意義を持つ。

さらにパラオの主要産業は観光業であり、遺構・遺物を新たな観光資源として活用することは、2025年にリリースされた観光分野のマスタープラン「Palau Sustainable Tourism Strategy (2025-2028)」の実現にも貢献するものであり実施意義は大きい。

### (3) 他の援助機関の対応

公益財団法人笹川平和財団は「CBT促進による島嶼経済活性化」（2022年～2026年）を実施中であり、パラオ及び太平洋島嶼地域において、持続可能な観光の一つの形態となる地域密着型エコツーリズム（CBT）の普及を推進している。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、パラオにおいて、日本関連遺産の保存・活用及び実施体制強化を含む地域振興計画としてのマスタープランを策定することにより、同マスタープランに基づく観光や教育のための活用による日本関連遺産の管理保全体制の改善と歴史遺産を活用したまちづくりの実現に寄与する。

### (2) 総事業費

約1.2億円

### (3) 事業実施期間

2026年7月～2029年7月を予定（計36カ月）

### (4) 事業実施体制

- 1) 実施機関：人的資源・文化・観光・開発省 文化・歴史保存局（MHRCTD/BCHP）、パラオ観光庁（BOT）、パラオ政府観光局（PVA）
- 2) 関係機関：青年キャリア開発局（DYCD）、青少年評議会（NYCC）、州政府、国土地理院（PALARIS）、パラオ商工会、ベラウ国立博物館

### (5) インプット（投入）

#### 1) 日本側

- ① 調査団員派遣（合計約17人月）：業務主任／地域振興・まちづくり、観光マーケティング、データマネジメント、組織能力強化／体制構築
- ② 研修員受け入れ（本邦研修：歴史遺産を生かしたまちづくり）
- ③ その他

#### 2) パラオ国側

- ① カウンターパートの配置：プロジェクトディレクター（人的資源・文化・観光・開発省（MHRCTD）大臣）、プロジェクトマネジャー（文化・歴史保存局（BCHP）局長）
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供（オフィススペースは、コールとマルキョクの2箇所を予定）

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

計画の対象は、コロール州及びバベルダオブ島（約17,000万人、2020年センサス）。対象分野は、地域振興、まちづくり、観光振興、観光マーケティング、観光遺産保全・管理、データマネジメント等を含む。裨益者は、人的資源・文化・観光・開発省 文化・歴史保存局（MHRCTD/BCHP）、パラオ観光庁（BOT）、パラオ政府観光局（PVA）、ベラウ国立博物館、州政府、パラオ商工会、対象地域の住民・観光客・産業。

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

（技術協力）持続可能な観光開発（2024年5月～2027年5月）：2020年3月にJICAが実施した調査結果に沿ったJICA個別専門家（パラオ政府観光局所属、観光マーケティング担当）の派遣を通じ、滞在日数延伸や消費額増加を目指すもの。本事業では歴史遺産を観光資源として活用する観点で情報交換を行う。

（共創枠）戦後80年・パラオと沖縄が共に創りあげる「平和のこころ」（2025年6月～2026年3月）：平和学習セミナーやスタディツアー等を通じ、パラオ・沖縄双方の平和継承の更新を図るもの。本事業の成果の教育的活用を検討する際の参考とする。

（技術協力）環境配慮型交通システム整備プロジェクト（2023年6月～2026年12月）：公共交通のパイロット事業とマスタープラン策定を支援する。本事業では観光スポットまでの交通アクセスを検討する際の基礎資料として活用する。

（民間連携事業）太陽光蓄充電システム、電気自動車を活用した脱炭素交通モデル普及・実証・ビジネス化事業（2025年1月～2026年12月）：太陽光蓄電と小型EVを用いた脱炭素型交通モデルの実証および事業化体制の構築を進める。本事業とは観光パッケージ検討時の交通アクセス手段の一つとして連携の可能性を検討する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

Pacific Private Sector Development Initiative (PSDI)、オーストラリア政府、ニュージーランド政府及びアジア開発銀行（ADB）は、「Palau Sustainable Tourism Strategy (2025-2028)」の策定を支援した。当Strategyはパラオ国の各州及び国レベルの観光戦略を示すものであり、本事業で策定するマスタープランとの整合性を図る。

笹川平和財団は現在、アイライ州をパイロット地区として地域密着型観光事業の運営支援を行い、PVAが運営を担っている。同事業は地域住民参加型の体験型観光であり、観光収益の地域還元の仕事みを構築している。今後は他州への拡大が予定され、本事業と直接的な重複も見込まれることから、対象サイト等のすみ分けを明確化しつつ、観光パッケージ案検討にあたっての先行事例として参考とする。

台湾は、コロナ後の観光振興を目的として国内6州<sup>8</sup>を対象に資金援助を実施し、文化遺産の保全・修復やハイキングトレイル整備等に充当している。本事業との直接的な重複はないものの、遺産保全に関わる支援が行われているため、今後も詳細情報の収集を継続する。

---

<sup>8</sup> Airai州、Aimeliik州、Ngatpang州、Ngardmau州、Ngchesar州、Ngaraard州

## (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類C

② カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項

### 3) ジェンダー分類：

■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）＜分類理由＞パラオの2024年の最新統計（ILO推計）<sup>1</sup>によれば、男性の就業率は73.6%、女性の就業率は59.2%となっており、女性の就業率は男性に対して約14%近く下回っている。本事業では、地域振興計画としてのマスタープランの策定のコンテンツとなる歴史遺産を活用したコミュニティベースの観光促進モデルの検討とパイロットサイトにおける実証事業を予定しており、プラン策定の過程において女性行政官や地域の女性の参画を促進しつつ、さらにコミュニティベースでの観光客向け文化体験提供の担い手としての就労機会の創出が期待され、上述の課題解決に貢献し得ることを先方政府と確認した。なお、パラオ政府は現在「Gender Mainstreaming Policy (2026-2030)」を策定中であり、同計画が課題とする男女の雇用機会均等にも本事業が貢献しうる。また、両者は本邦研修の人選においても女性の参画に配慮する点を確認した。

＜活動内容/分類理由＞

(9) その他特記事項：特になし

## 4. 事業の枠組み

- (1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)  
マスタープランに基づく観光や教育のための活用による日本関連遺産の管理保全体制の改善と歴史遺産を活用したまちづくりが実現される。
- (2) アウトプット  
日本関連遺産の保存・活用及び実施体制強化を含む地域振興計画としてのマスタープランが策定される。
- (3) 調査項目
  - 1) パラオ国内の日本関連遺産に係る情報が整理される。
    - ①BCHP 登録データから日本関連遺産の抽出・分類
    - ②文化財種別
    - ③保存状態・歴史的価値評価
    - ④位置情報整理/地図化
  - 2) 日本関連遺産の観光及び教育的活用モデルが提案される。
    - ①観光施策やデータベースとの融合
    - ②観光収益の地域還元メカニズムの提案
    - ③ペラウ国立博物館の活用
  - 3) 日本関連遺産の保存・活用に係る実施体制強化案が提案される。
    - ①公的関係機関の役割分担の明確化
    - ②観光ガイドなど現地リソースを活用した持続性強化のための戦略策定等

## 5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件

特になし

## (2) 外部条件

- 1) プロジェクト活動ならびに研修等に従事した職員の離職・異動が大量に生じない。
- 2) プロジェクト開始時期のパラオの地域開発に関する政策、戦略や規制に大幅な変更が生じない。
- 3) パラオ国の経済環境が著しく悪化しない。
- 4) 甚大な被害をもたらす災害が発生しない。
- 5) 感染症の流行・感染拡大によるプロジェクト活動の制限を受けない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

パプアニューギニアの「総合コミュニティ開発プロジェクト」(評価年度2013年度)の教訓では、プロジェクト活動に地域リーダーを巻き込むことにより、さまざまな公的機関や地域住民のプロジェクト活動への参加が活性化され、プロジェクト活動の効果が対象村内に広く普及・定着し、各地域におけるリーダーの存在を確認し、育成することが重要であるとの教訓が得られた。パラオにおいても、州知事とは別に、各州の社会的・文化的意思決定過程に大きな影響力を持つ伝統的首長(酋長)が存在しており、文化・慣習に関わる事項では行政よりも信頼される場合がある。そのため、本事業においても、州知事とは別の歴史に関する知見を有する当該地域の酋長となるような方をプロジェクトの初期段階から巻き込みながら、日本関連遺産の保全及び遺産を活用した地域振興計画を策定するよう留意する。

ヨルダンの「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」(評価年度2023年度)の教訓では、事業期間の終了間際に派遣されたコンサルタント団員である博物館の専門家によって、展示ケースや展示パネルの質などの博物館開館に係るクリティカルな問題を含む様々な課題が明らかになった。その結果、本事業では、事業期間を延長して事務所主導により、博物館の開館までに同専門家によって提起された課題を解決することができたが、このような団員が事業の課題を解決するために十分な時間を確保できる適切な時期に派遣されるよう、コンサルタントの活動計画を注意してモニタリングする必要があるとの教訓が得られた。本事業においても、ベラウ国立博物館の運営に関わる国内支援委員や関連専門家を事業初期から段階的に参画させるだけでなく、プロジェクト期間(3年間)の制約を踏まえ、詳細計画策定調査段階で介入可能範囲を明確化・限定し、必要な技術支援を適切なタイミングで投入できるよう計画管理を行うことに留意する。

## 7. 評価結果

本事業は、パラオの開発課題・地域振興政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、日本関連遺産の保存・活用及び実施体制強化を含む地域振興計画としてのマスタープランを策定することにより、マスタープランに基づく観光や教育のための活用による日本関連遺産の管理保全体制の改善と歴史遺産を活用したまちづくりの実現に寄与するものであり、SDGsゴール8「経済成長や完全雇用およびディーセント・ワークの推進」及びゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間居住の構築」並びにゴール16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標

本事業において策定するマスタープランがパラオ政府によって承認される。

以上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：歴史遺産まちづくり、観光振興

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／○○

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：パラオ国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2026年7月に業務を開始し、2029年7月をもって業務を完了することとする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約16人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月2.0を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。」を記載してください。

#### 2) 渡航回数を目途 延べ19回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

	項目	仕様	数量
1	パイロット事業実施に係る整備業務	パイロット事業実施に係る必要な受入環境整備の実施	1回

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画策定プロジェクト署名済み Record of Discussions (R/D)
- 歴史遺産管理保全を通じた地域振興計画策定プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- パラオ政府からのプロジェクト要請書

#### 2) 公開資料

- Palau Sustainable Tourism Strategy 2025-2028

## Palau Sustainable Tourism Strategy 2025-2028

- Palau [National] Register of Historic Places
- LIST OF REGISTERED SITES (by States)大洋州地域における観光開発分野情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022年1月）  
12364998.pdf

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース（コロール及びマルキョクの2拠点）	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

### (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してくだ

さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 報酬について

報酬単価(上限額)については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

**【上限額】 89,237,000円(税抜)**

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### (3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

上記の費目については、その他原価及び一般管理費等も提示ください。

その他原価及び一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

### (4) 定額計上について(該当する口にチェック)

本案件は定額計上があります(7,555,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修(本邦招へい)にかか	第4条 2.内(16)	7,555,000 円	報酬(事前業務(3号 0.4人月及び5号1.0	報酬 国内業務費

	る経費			人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.6人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,088,000円)	
2	機材費	第7条	2,500,000円	博物館展示改善用機材	機材費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)